

平成 25 年 9 月 13 日

各 位

上場会社名 株式会社 デジタルデザイン
代 表 者 名 代表取締役社長 寺井 和彦
(ジャスダック市場 銘柄コード 4764)
問い合わせ先 業務推進グループ 佐藤 真由美
TEL : 06-6363-2322 (代)

訴訟の判決(第一審)に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 30 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりました訴訟において、大阪地方裁判所にて係争中でありましたが、今般、当社の主張が全て認められたとの下記の第一審判決言い渡しを受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当該訴訟は平成 24 年 7 月から 9 月にかけて発生しました株式会社オーリッド(以下、「オーリッド社」と)との業務委託契約及び売買契約並びに金銭消費貸借契約に基づく債権総額 162 百万円及び遅延損害金の金銭請求と停止条件付代物弁済契約によって取得した三浦雅弘氏が保有するオーリッド社株式の引渡し、及び譲渡担保契約によって取得したオーリッド社が保有する商標権の移転登録請求を行っていたものです。

2. 判決言渡のあった年月日及び裁判所

平成 25 年 9 月 12 日 大阪地方裁判所
事件番号:平成 24 年(ワ)第 12967 号 商標権移転登録手続等請求事件

3. 訴訟を提起した者

- (1) 商 号:株式会社デジタルデザイン
- (2) 所 在 地:大阪市北区西天満四丁目 11 番 22 号
- (3) 代表者の氏名:代表取締役 寺井 和彦

4. 当該訴訟の内容及び請求金額

(1) オーリッド社に対する請求

① 金銭請求

請求金額:162 百万円及び遅延損害金

※当社とオーリッド社との間の業務委託契約及び売買契約並びに金銭消費貸借契約に基づくもの。

② 商標権移転登録請求

商標権:オーリッド社が保有する商標権の一切

※当社とオーリッド社との間の金銭消費貸借契約書並びに覚書に基づく譲渡担保としてのもの。

(2) 三浦 雅弘氏に対する請求

株式:三浦雅弘氏が保有するオーリッド社株式 7,333 株

※当社とオーリッド社との間の金銭消費貸借契約書並びに代物弁済契約書に基づく代物弁済としてのもの。

5. 判決の概要

(1) 被告株式会社オーリッドは原告に対し、金 162 百万円及びこれに対する遅延損害金を支払え。

(2) 被告株式会社オーリッドは原告に対し、原告の求める 13 件の商標権について移転登録手続きをせよ。

(3) 被告三浦雅弘は原告に対し、保有するオーリッド社株式 7,333 株の株券を引き渡せ。

(4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

(5) この判決は、上記の(1)および(3)に限り、仮に執行することができる。

6. 今後の見通し

大阪地方裁判所において、当社の主張の全てが認められたとの勝訴判決を受けました。

当社は当該債権につきまして、平成 25 年 1 月期第 3 四半期決算において、全額である 162 百万円に対して貸倒引当金を計上しておりますが、本勝訴による影響につきましては確定次第お知らせいたします。

なお、万一、本判決に対して控訴等が提起され、高裁で再び審理されることになった場合においても大阪地方裁判所の判決は維持されるものと判断しておりますが、当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以 上